

再放送同意申込書、再放送同意変更通知書及び再放送業務廃止通知書
記入・提出要領

1 提出書類

(1) 再放送同意申込書

当該業務区域※への再放送を開始する場合は、「再放送同意申込書」をご提出ください。

※業務区域

501 端子以上の場合は、市区町村単位（政令指定都市の場合は区単位まで）。

500 端子以下の場合は、町名単位。（例：千葉県千葉市若葉区美浜（この場合「美浜」が町名））

なお、50 端子以下の場合は、申請不要です。

(2) 再放送同意変更通知書

再放送同意申込書の記載事項に変更があった場合には、再放送同意変更通知書をご提出ください。変更のない箇所は記入不要です。

(3) 再放送業務廃止通知書 再放送業務を廃止する場合にご提出ください。

2 提出方法

(1) メール送付

原則、電子媒体（ワード、エクセルもしくは PDF）のメール送付でご提出ください。

提出先：h-kikan@ouj.ac.jp

(2) 郵送

郵送の場合は、84 円の切手を貼り、送り先を記入した返信用封筒を同封の上、下記にお送りください。

〒261-8586 千葉市美浜区若葉 2-11 放送大学学園 放送部 放送管理課 再放送同意書担当

3 提出書類への押印

提出書類に押印は不要です。

当学園からお送りする同意書についても押印はいたしません。

4 再放送同意書の送付

当学園の再放送同意書は、別紙の内容のものを PDF で、メールに添付してお送りします。郵送の場合は郵便でお返しします。必ず、同意の条件を御確認ください。

5 再放送同意変更通知書（別紙含）・再放送業務廃止通知書の受付

受け付けた旨をメールで返信します。郵送の場合は郵便で受け付けた旨お送りしますが、返信用封筒の同封がなければ送付しませんのでご了承ください。

6 その他

加入希望者問合せ先（カスタマーセンター）、業務区域等につきましては放送大学学園ホームページ等で公開しますのでご了承ください。